真岡市行政評価システム
評価対象年度　平成29 年度

事務事業マネージメントシート

作成日　平成30 年 05 月 08 日

事務事業名	開発許可に関する事務	担当	建設部　都市計画課　開発指導係
政策名	A　暮らしやすさが実感できるまちづくり	増補版施設名	
施策名	2　良好な市街地の形成	□ 実施計画上の主要事業	
関連個別計画		事業期間	□ 単年度のみ ■ 単年度繰返（開始年度　昭和45　年度～） □ 期間限定複数年度（　　年度～　　年度）
法令根拠	都市計画法、建築基準法		
予算科目	1.一般会計 / 8.土木費 / 4.都市計画費 / 1.都市計画総務費		
事業概要	昭和45年10月1日に、市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画が定められたことにより開発許可制度が導入され、県に提出された開発許可申請及び建築許可申請について、市に意見照会が求められ関係部署で審査し、県に意見を回答する。 都市計画法、開発許可基準及び真岡市開発指導要綱に基づく事務により、無秩序な開発及び建築を防止を行い、良好な街並みの形成を図る。 平成29年度に県から市に開発許可に関する事務が権限委譲された。		

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動）

29年度実績
県平成29年4月1日より栃木県から権限委譲を受け、本市で事前相談、受付、内容審査、申請手数料の徴収、完了検査等の開発許可事務を実施する。
また、許可面積が1,000平方メートル以上の申請は、真岡市開発指導要綱に基づき、各課で事前協議を実施する。

30年度計画
栃木県から権限委譲を受け、事務処理市として事前相談、受付、内容審査、申請手数料の徴収、完了検査等の開発許可事務を実施している。
また、許可面積が1,000平方メートル以上の申請は、真岡市開発指導要綱に基づき、各課で事前協議を実施する。

⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移

	名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
ア	開発（建築）許可件数	件	66	64	72	71	
イ	事前協議件数（内数）	件	6	6	6	0	
ウ							
エ							
オ							

②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

開発許可及び建築許可申請物件

⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移

	名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
ア	開発（建築）許可件数	件	66	64	72	71	
イ	事前協議件数（内数）	件	6	6	6	0	
ウ							
エ							
オ							

③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

無秩序な開発及び建築の防止

⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移

	名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
ア	開発（建築）許可件数	件	66	64	72	71	
イ	事前協議件数（内数）	件	6	6	6	0	
ウ							
エ							
オ							

④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか）

住環境水準の向上や良好な街並みの形成を図る。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移

	名称	単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
ア	良好な市街地形成に対する市民の満足割合	%	83.0	80.7	79.1		
イ							
ウ							
エ							
オ							

（2）総事業費の推移

			単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳 国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	0	0	0	0	0
	事業費計（A）		千円	0	0	0	0	0
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	0	0
		延べ業務時間	時間	2,160	2,160	2,160	0	0
		人件費計（B）	千円	9,117	9,050	8,970	0	0
	トータルコスト(A)+(B)		千円	9,117	9,050	8,970	0	0

（3）事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？いつごろどんな経緯で開始されたのか。	都市計画法の施行により、昭和45年10月1日に線引き制度、開発許可制度が導入され、市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画が定められた。 これに基づき開発許可申請について、県からの意見照会に対し、市の意見を回答する。また、1,000平方メートル以上の開発行為については市が事前協議を行う。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	平成16年1月、市街化調整区域において知事が指定した区域において、条例で定める用途以外の建築等を目的とした開発(建築)行為が許可可能となる。 平成19年11月、公共公益施設が許可対象となった。市街化調整区域における大規模開発に係る開発許可基準が廃止される。国または県等が行う開発(建築)行為について、協議を要することになった。 平成29年4月に県から市に開発許可事務が権限移譲された。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	